

車両出入口設置基準

令和5年3月16日制定

令和5年4月1日施行

鎌ヶ谷市都市建設部道路河川管理課

車両出入口部の設置基準

1 車両出入口部

車両出入口部は、自動車が車道と沿道隣接地の出入に必要な箇所及び幅を定めて歩道部を自動車加重に耐えるように構造変更するものである。

車両出入口は、歩行者専用道である歩道の一部を車道とするものであるので、その設置にあたっては、歩行者等の利便を第一に考慮すること。

車両出入口は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

(1) 車両出入口部設置基準

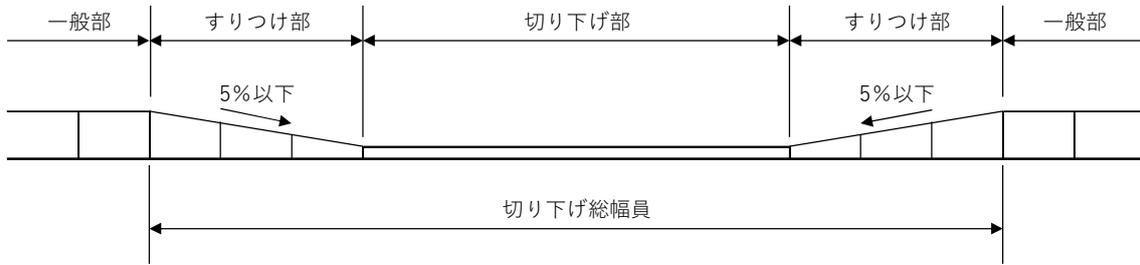
表 1

区分	車種別区分				切下幅	総幅員
	総重量	車種	幅	長		
A	0～1t	軽自動車	1.3m 未満	3.0m 未満	1.8m	9.8m 以下
B	1 ～ 4.5t	乗用車 小型トラック	1.3m～2.5m 未 満	3.0～5.0m 未 満	3.6m	11.6m 以 下
C	4.5t 以 上	普通貨物 トラック等	2.0m～2.5m 未 満	7.5m 未満	6.0m	14.0m 以 下
D	〃	〃	〃	10.0m 未満	7.2m	15.2m 以 下
E	〃	〃	〃	12.0m 未満	9.0m	17.0m 以 下

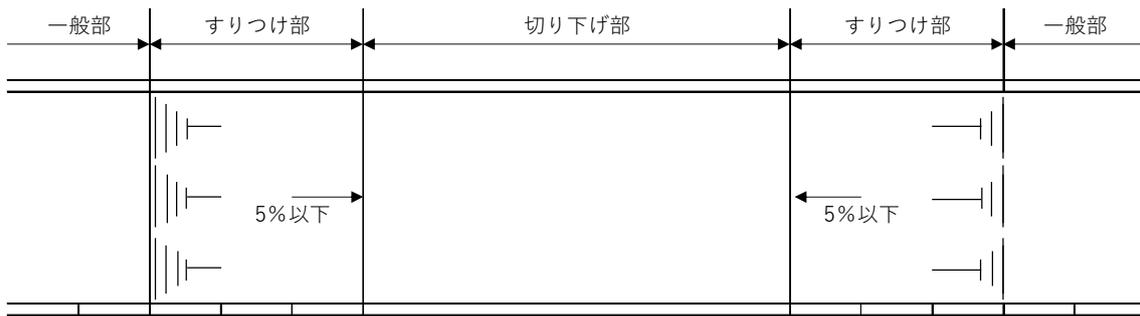
注 1 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から決してもよい。

(2) 車両出入口部設置基準図

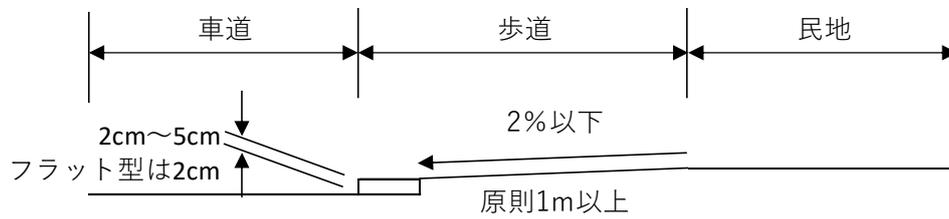
正面図



平面図



断面図



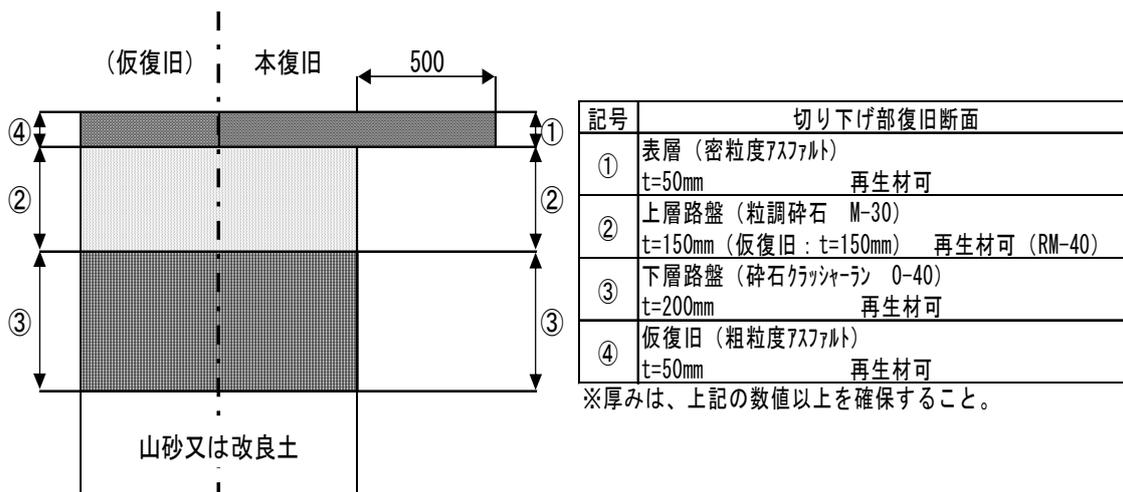
フラット型正面図



フラット型平面図



切り下げ部舗装断面（鎌ヶ谷市道路復旧一般図より）



※切り下げ部の舗装については、現況にかかわらず原則密粒度アスファルトとすること。

2 歩道切下げ承認の際の一般的基準

(1) 横断歩道の設置してある箇所（民地への出入りの切下げ不可）、横断歩道橋の昇降口付近、交差点の角部は、原則として認めない。

(2) 縁石の切下げは自動車の出入状況に応じ最小限とすること。

(3) 乗入れは原則として直角とする。ただし、やむを得ない場合でも 60° 以上とすること。

(4) 道路の縦断勾配が特に急勾配（ $\geq 8\%$ 以上）の場合は設置しないこと。

(5) その他、設置箇所については次項に定める区域は原則として認めないものとする。

ア 道路の曲がり角から 8 m 以内の部分。ただし、土地の状況によりやむを得ない場合は、交通管理者と協議し、その議事録を提出すること。

イ バス停留所標示箇所から 10 m 以内の部分

ウ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から 5 m 以内の部分

エ 消火栓等から 5 m 以内の部分

オ 火災報知器から 1 m 以内の部分

カ その他公安委員会が指定した場所等

(6) 出入口は 1 箇所を原則とする。ただし、ガソリンスタンド及びドライブイン等で特に必要性が認められる場合には 2 箇所とすることができる。

(7) 他に車両出入口を確保できない場合を除き、土地区画整理事業等の土地開発に伴い道路管理者との協議により、車両の出入りを制限した箇所については、車両出入口部の設置を原則として認めないこと。

(8) 植栽帯については移設を原則とし、移設先がない場合には、道路管理者と別途協議すること。また、街路樹等の植栽は移植を原則とする。

3 技術的な検討事項

(1) 切下げの幅員は必要最小限とすること。（一車線の場合は 3.6 m とする。）

(2) 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウントアップ型は 2 cm から 5 cm とし、フラット型は 2 cm とすること。

(3) 切下げた歩道のすり付けは 5% 以下の勾配を原則とすること。

(4) 切り下げ箇所に側溝が敷設されている場合、区分 A、B については、グレーチング蓋への変更を検討すること。また、区分 C~E については、ボルト式グレーチング横断側溝への変更を承認の条件とする。

(5) 切り下げ箇所にマンホールが敷設されている場合、高さ調整によりすり付けを行うこと。